

## 法人事業税の一部国税化に伴う都税の対応について

### 1 趣 旨

平成20年度税制改正により、暫定措置として法人事業税の一部国税化が実施されることに伴い、法人事業税の標準税率が引き下げられます。

東京都では超過課税を実施していますが、暫定措置の実施期間中については、現行の標準税率と超過税率の差分がそのまま、税制改正後の標準税率に加算されるよう、超過税率を設定します。

この改正による、各法人の法人事業税と地方法人特別税(国税)とを合わせた税負担には、変更がありません。

### 2 改正内容

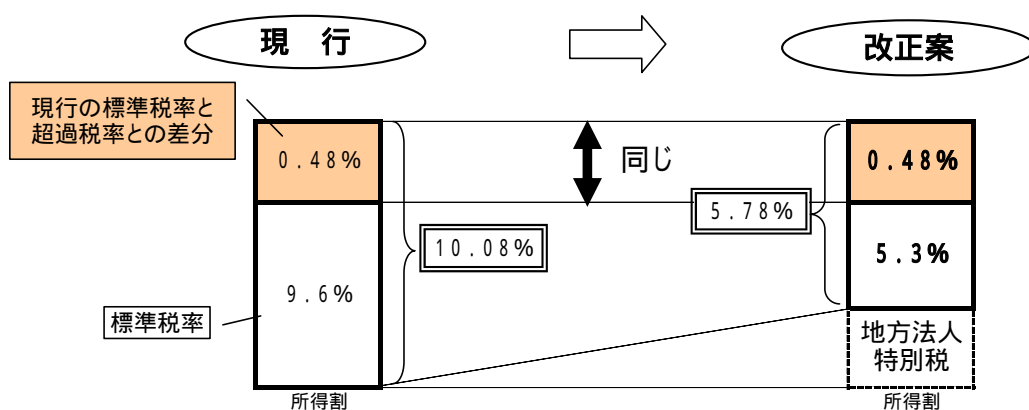
税率の詳細は、別紙「税率表」をご覧ください。

適用は平成20年10月1日以後に開始する事業年度からとなります。

なお、平成20年第2回東京都議会定例会において、東京都都税条例の改正を提案する予定です。

#### 【イメージ図】

(例) 外形標準課税対象外の法人  
年所得のうち800万円を超える所得の区分



#### (問い合わせ先)

税制改正について

主税局税制部税制課

電話 03-5388-2908

税率の適用について

主税局課税部法人課税指導課

電話 03-5388-2963

## &lt; 税率表 &gt;

区分	法人の種類	所得等の区分等	超過税率(%)		標準税率(%)	
			改正案	現行	改正案	現行
所得・清算所得課税	普通法人 (一般の法人、人格のない 社団や財団など)	年 400 万円以下の所得	<b>2.95</b>	5.25	<b>2.7</b>	5
		年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	<b>4.365</b>	7.665	<b>4</b>	7.3
		年 800 万円を超える所得 及び清算所得	<b>5.78</b>	10.08	<b>5.3</b>	9.6
		軽減税率不適用法人	<b>5.78</b>	10.08	<b>5.3</b>	9.6
	特別法人 (農業協同組合、信用金 庫、医療法人など)	年 400 万円以下の所得	<b>2.95</b>	5.25	<b>2.7</b>	5
		年 400 万円を超える所得 及び清算所得	<b>3.93</b>	6.93	<b>3.6</b>	6.6
軽減税率不適用法人		<b>3.93</b>	6.93	<b>3.6</b>	6.6	
収入金額課税	電気・ガス供給業、生命・ 損害保険業を行う法人	収入金額	<b>0.765</b>	1.365	<b>0.7</b>	1.3
外形標準課税	資本金の額又は出資金の 額が 1 億円を超える普通 法人	年 400 万円以下の所得	<b>1.69</b>	3.99	(1.5)	(3.8)
		年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	<b>2.475</b>	5.775	(2.2)	(5.5)
		年 800 万円を超える所得 及び清算所得	<b>3.26</b>	7.56	(2.9)	(7.2)
		軽減税率不適用法人	<b>3.26</b>	7.56	(2.9)	(7.2)
		付加価値割	0.504	0.504	(0.48)	(0.48)
		資本割	0.21	0.21	(0.2)	(0.2)

- 1 東京都では超過課税(超過税率を適用)を実施していますが、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ年所得が2,500万円(年収入金額が2億円)以下の普通法人(収入金額課税法人)又は年所得が2,500万円以下の特別法人に対して、不均一課税(標準税率を適用)を行っています。
- 2 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。
- 3 外形標準課税のうち、付加価値割及び資本割については、税率の変更はありません。
- 4 東京都において表中( )内の税率の適用はありません。
- 5 平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。